

手話について知りたいこと。

ジェスチャーやパフォーマンスではありません。

手話は、ろう者の情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。しかし、手話を使う環境が整わず、地域や職場で孤立してしまうという問題を生んでしまいました。伊丹市では手話を言語として認め、ろう者が自立した生活を営み、社会の様々な活動に参加し、全ての市民がお互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、次の8つの取り組みを行います。

- 1 手話を学ぶ機会の確保
- 2 手話を用いた情報発信
- 3 手話通訳を行う者等の養成
- 4 学校における手話の普及
- 5 事業者への支援
- 6 医療機関における手話の普及
- 7 災害時の対応
- 8 情報通信技術の活用



平成29年(2017年)3月調べ

これ、何の数字だと思いますか？



伊丹市マスコット たみまる

手話入門講座

手話を学んでみよう!!

手話を学ぶことで、ろう者や手話への理解を広げます。入門講座では、あいさつや指文字、自己紹介など簡単な会話を学びます。

市民手話講座講師派遣事業

職場、自治会、保育所、幼稚園、P T A、商店会など手話を学びたいグループを対象にご要望に合わせて講師を派遣します。

5つの手話サークル

伊丹市内には5つの手話サークルがあります。ことばは日常で使ってこそ身につきます。サークルに入って手話をどんどん使いましょう。

手話通訳者派遣事業

聴覚障がいや音声又は言語機能に障がいをお持ちの方が家庭生活や社会生活において意志疎通を円滑に行う上で手話が必要な場合は手話通訳者を派遣します。

お問い合わせ

伊丹市障害福祉課

TEL 072-784-8032 FAX 072-784-8036

アイ愛センター(伊丹市立障害者福祉センター)

TEL 072-772-0221 FAX 072-780-2897

この数字は伊丹市で暮らす聴覚に障がいを持つ人の数です。

「少ない」と思われたかもしれません、
家族、雇用主、一緒に働く仲間、学校の先生、
自治会や子ども会の世話役…。

彼らを取り巻く人たちをプラスして数えると、

多くの市民が聴覚に障がいを持つ人とかかわりながら生活をしています。

*

伊丹市では、平成30年(2018年)4月1日から、手話言語条例を施行し、手話への理解を深めるとともに、手話を使いやすい環境を整えることで、

全ての人が、

お互いに尊重しながら安心して暮らすことができる

「住み続けたいまち」伊丹市を目指します。

ろう者にとって

手話は命と同じくらい大切なものです。

itami

手
話
は
ま
い
そ
う
で
す

伊丹市手話言語条例

